

2024年2月22日

## 米国商品先物取引委員会による『リアルタイム報告要件およびスワップデータの取引保存ならびに取引報告要件』の規則改正案』に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、米国商品先物取引委員会（CFTC）が2023年12月に公表した『リアルタイム報告要件およびスワップデータの取引保存ならびに取引報告要件』の規則改正案（以下「改正案」という。）に対して、コメントの機会を与えられたことに感謝の意を表したい。本件検討に当たり、我々のコメントが十分に斟酌されることを期待する。

### 【総論】

本改正案は、スワップ取引に関する正確で完全かつ高品質なデータの継続的な入手を目的するものと理解しており、その取組みに敬意を表したい。

もっとも、一部のコミッショナーからも指摘されているとおり、改正案のうち、他法域では報告が求められていないCFTC独自の報告項目を追加する提案については、FSBおよびCPMI/IOSCOが提唱する「グローバルハーモナイゼーション」の動きに逆行し、かつ、市場参加者への過度な負担増加が懸念されることから、慎重な判断をお願いしたい。

### （補足説明）

現在、店頭デリバティブ取引報告については、「グローバルハーモナイゼーション」を踏まえ、各法域においてCDEおよびUTI・UPIなどの識別子の導入が進められていると認識している。

一方、今般の改正案においては、他法域では報告が求められていないCFTC独自の報告項目を大幅に追加する提案がなされている。

複数の法域で取引報告を行う市場参加者が多くいる中、ある特定の法域で独自の報告項目が大幅に追加された場合、その市場参加者は法域毎に異なるシステム開発や業務フローを構築することが必要となるため、コンプライアンス・コストが増大することとなる。

加えて、今回の改正案を皮切りに、他法域においても法域独自の報告項目を追加する流れとなった場合には、市場参加者が対応すべき取引報告のバリエーションが増え、結果として、前述のコンプライアンス・コストの増大だけでなく、取引報告システムの複雑化による報告データの正確性への影響も発生しないとは言い切れない。

仮に、CFTC独自の報告項目を追加する場合には、真に必要な項目のみとし、加えて、当該データ項目の追加により、どのようにシステミック・リスクの軽減、市場モニタリング、市場濫用防止等に寄与するのか、市場参加者に対して提示されることが望ましい。

今回提示されたCFTC独自の報告項目のうち、特に慎重な判断が必要と考えられるものとその理由は、以下【各論】に記載のとおりである。

【各論】

・ #14 “Mandatory clearing indicator” in CFTC Technical Specification

Definition for Data Element :

An indicator of whether the swap transaction is subject to mandatory clearing under the Commission’s regulations.

(コメント)

クリアリングのカテゴリへの追加が提案されている報告項目の一つである”Mandatory clearing indicator”は、金融機関にとって、導入に係る対応負荷が大きく、正確な値を報告することが困難である。これは、取引報告システムに、Optionality や Amortization の有無、Floating Index の種類など、取引の様々な契約条件を判定するロジックの作りこみが必要となるためである。

なお、本報告項目に関しては、個別金融機関からの報告ではなく、CCP や SDR 等の市場インフラが一元的に Mandatory/Voluntary を Flag 付けしたうえで、報告するシステムを構築することが、データの正確性の向上の観点から有効と認識している。

・ #42 “USD equivalent regulatory notional amount” in CFTC Technical Specification

Definition for Data Element :

For the entire swap transaction (not leg by leg), provide the USD equivalent notional amount that represents the entire overall transaction for tracking notional volume.

Generally, calculate USD equivalent notional using methodologies described in the revised CDE Technical Guidance – version 3: Harmonization of critical OTC derivatives data elements (other than UTI and UPI), 2.70 Notional amount.

With respect to swaps denominated in non-notional terms (e.g., many non-financial commodity swaps), methodologies described in existing guidance should be used if they differ from the revised CDE Technical Guidance – version 3: Harmonization of critical OTC derivatives data elements (other than UTI and UPI), 2.70 Notional amount. If guidance does not exist, calculate USD equivalent notional for the entire overall transaction using market standard, economically reasonable, and analytically supported methods.

In all cases, this data element should be delta adjusted for trades with embedded optionality or embedded leverage.

(コメント)

各金融機関がそれぞれドル換算額を算出し、報告を行った場合、比較可能性のあるデータを収集できず、データの正確性が担保されないことも想定される。

CCP や SDR 等の市場インフラが一元的に換算する、あるいは、取引報告データを利用する当局において換算する方が、データの有用性は高まると考える。

以 上